

平成19年5月28日

日本デザイン学会
会員各位

日本デザイン学会
会長 杉山 和雄

平成19年度学会各賞候補推薦のお願い

謹啓

貴殿におかれましてはご健勝のことと存じます。

さて、ご承知のこととは存じますが、本学会が授与する学会各賞の選考は、広く会員各位からのご推薦を受けて、その作業を進めることになっております。

つきましては、別記「各賞授賞に関する規定」ならびに「各賞授賞候補推薦要領（覚え）」をご参照のうえ、同封の「日本デザイン学会平成19年度学会各賞候補推薦書」にご記入いただき、平成19年6月29日までに、下記までご回答ください。

学会賞授賞にあたっては、学会賞授賞選考委員会において、各位からご推薦のあった会員および研究を対象として慎重に選考・審査し、本年度の秋季企画大会において授賞のはこびにしたいと考えております。

よろしくお願い申し上げます。

敬具

学会各賞候補推薦書は
6月29日（金）必着で
学会本部事務局まで
お送りください。

宛先：日本デザイン学会本部事務局

〒167-0042 杉並区西荻北 3-21-15 ベルフォート西荻 703

TEL：03-3301-9318

FAX：03-3301-9319

各賞受賞に関する規定

昭和 62 年7月 25 日制定

平成2年4月 21 日改正

平成8年4月 18 日改訂

第1条 【目的】日本デザイン学会は、会則第4条ならびに第5条に基づき、デザインに関する学術的研究の進歩発展を目的として次の各賞を制定し、その優れた研究・業績・その優れた研究・業績をなした個人もしくは団体に対し、各年度ごとに授賞する。

第2条 【賞の種類・性格】日本デザイン学会が授賞する賞の種類と性格は、次のものとする。

1. 日本デザイン学会特賞：

学会誌「デザイン学研究」に掲載された研究論文、作品等であって、特にデザイン学に関する優れた学術的研究業績を示した会員を対象として、顕彰する。

2. 日本デザイン学会賞：

学会誌「デザイン学研究」に掲載された研究論文、作品等であって、デザイン学の発展に寄与する優れた研究を対象として、顕彰する。

3. 日本デザイン学会研究奨励賞：

学会誌「デザイン学研究」掲載研究論文、作品等および本学会主催の研究発表会における研究発表等であって、その将来における発展が期待される優れた研究を対象として、顕彰する。

4. 日本デザイン学会年間論文賞：

学会誌「デザイン学研究」研究論文集に掲載された研究論文であって、当該の年度ごとに、優れた研究を対象として、顕彰する。

5. 日本デザイン学会年間作品賞：

学会誌「デザイン学研究」作品集に掲載された作品であって、当該の年度ごとに、優れた研究を対象として、顕彰する。

6. 日本デザイン学会功労賞：

本学会正会員、名誉会員、賛助会員等であって、本学会またはデザイン学の発展のため多大の功労をなした個人もしくは団体を対象として、顕彰する。

第3条 【賞】特賞、学会賞、功労賞にあつては、賞状および記念品とする。年間論文賞、年間作品賞にあつては、賞状とする。

第4条 【決定手順】各賞の授賞は次の方法で決定する。

- 各賞授賞候補の推薦者は本学会会員とし、推薦者を推薦理由を付して書面で会長に申し出るものとする。
- 各賞授賞の選考は日本デザイン学会各賞選考委員会（以下、選考委員会という）で行う。
- 選考委員会は、理事長が指名した本学会会員およそ 10 名をもって構成し、選

考委員は年度当初に会長が委嘱する。選考委員会委員長は会長の指名する者とする。

4. 選考委員会は各賞授賞候補の中から適当と認められる授賞候補者を選考し、選考過程ならびに選考理由を付し、書面で会長に報告する。

5. 会長選考委員会からの報告を理事会にはかる。理事会は、理事会運営細則に準拠し、各賞授賞の可否を決定する。

第5章 【授賞式】各賞の授賞式および選考経過報告は、毎年、日本デザイン学会秋季大会において行う。

第6条 【授賞の延期】各賞を授賞すべき対象がない場合は、当該年度の授賞を行わない。

付則

第1条 本規定は、理事会の決議により変更することができる。

第2条 本規定の施行に必要な内規は、別に定める。

第3条 本規定は、昭和 63 年 4 月 1 日より施行する。

第4条 本規定は、平成 8 年 4 月 1 日より施行する。

選考委員会において確認された推薦要領は、次の通りです。推薦にあたっての参考として、お目通しください。

各賞授賞候補推薦要領

日本デザイン学会特賞

1) 当該年度末において、およそ 10 年以上の長期にわたり、研究論文・口頭発表・作品設計発表積極的にを行い、多くの研究業績（著書を含む）を残してきた本学会会員を対象として選考して下さい。

2) 上記の会員による研究が、当該のデザイン研究領域における発展に大きく寄与したと判断されるもの対象として選考して下さい。

3) この賞は、例えば○○○に関する一連の研究をなした□□□氏に対して、与えられるものです。

日本デザイン学会賞

1) 当該年度末において、およそ 5 年以上の期間にわたり発表のあった研究論文・口頭発表・作品設計発表を対象（著書を含む）を対象として選考して下さい。

2) 上記の研究が、当該のデザイン研究領域において優れていると判断されるものについて、選考して下さい。

3) この賞は、例えば○○○に関する継続的研究もしくは○○○に関する研究に対して、与えられるものです。

日本デザイン学会奨励賞

1) 当該年度末において、最低 1 年以上にわ

たって発表のあった研究論文・口頭発表・作品設計発表を対象（著書を含む）として選考して下さい。

2) 上記の研究が、当該のデザイン研究領域において将来的発展が期待されると思われる研究を対象として、選考して下さい。

3) この賞は、例えば○○○に関する研究に対し、与えられるものです。

日本デザイン学会年間論文賞

1) 当該年度末までに刊行された学会誌「デザイン学研究」研究論文集に掲載された研究論文を対象として選考して下さい。

2) 上記の研究が、当該の領域において優れていると判断されるものについて、選考して下さい。

3) この賞は、当該年度の学会誌「デザイン学研究」研究論文集に掲載された研究論文に対し、与えられるものです。

日本デザイン学会年間作品賞

1) 当該年度末までに刊行された学会誌「デザイン学研究」作品集に掲載された作品を対象に選考して下さい。

2) 上記の作品が、当該の領域において優れていると判断されるものについて、選考して下さい。

3) この賞は、当該年度の学会誌「デザイン学研究」作品集に掲載された作品に対し、与えられるものです。

日本デザイン学会功労賞

1) 長年にわたって日本デザイン学会もしくはデザイン学の発展に多大なる功労をなした会員または団体を対象として選考して下さい。

賞の推薦に際し、次にご留意下さい

◆ 物故者、および、物故者のなした研究は対象外とします。

◆ いずれの賞にあつても、現時点で本学会の正会員もしくは名誉会員であることを条件とします。功労賞のみ、正会員、名誉会員に加え、賛助会員を対象とします。

◆ 研究発表の範囲は、「デザイン学研究」論文集の場合は第 53 巻第 6 号まで、作品集の場合第 12 巻までとします。

◆ 日本デザイン学会年間論文賞、作品賞は、平成 18 年度発行の「デザイン学研究」研究論文集、作品集の中から、ご推薦下さい。

◆ ご推薦にあつては、当該の研究論文・口頭発表概要・作品設計概要等にお目通し下さい。

◆ 受賞候補者の研究業績・社会的活動等がおわかりの場合は、関係資料を同封して下さい。